

各課（かい）長 様

新型コロナウイルス対策室
室長 久家 勝行

各種会議・イベント等の開催のあり方について（依頼）

7月に入り、本市においても新型コロナウイルスに感染された市民が増加しており、感染拡大防止策の徹底を図ったうえで会議等を開催する必要があります。

つきましては、各種会議等イベントの開催にあつては、下記事項に留意し、関係機関と協議のうえ、開催していただきますようお願いします。

記

1. 事前に参加者をお願い（確認）すること

- ① 当日は、マスクの着用をお願いすること
- ② 当日は、自宅で検温し、平熱であること
- ③ 平熱が無くても、咳や味覚障害の症状がないこと
- ④ 2週間以内に感染者及び濃厚接触者と確認された方との接触がないこと

2. 開催当日主催者が行うこと

- ① 参加者の名前、連絡先が分かるようにすること。
不特定多数のイベントなど、参加者の把握が困難な場合は、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のQRコードを準備し、登録を依頼すること。
- ② 入口には手指消毒液を配置すること。
※人員の確保が可能なら、直接参加者の手に消毒液をふりかける。
- ③ 受付で、非接触型体温計で検温を行うこと。参加者が多い場合は、赤外線体温計を活用すること。※対策室で3台貸出可能。
- ④ 人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けるよう配置すること
- ⑤ 会議でマスクを忘れた方への対応として予備のマスクを準備すること。
※不特定多数のイベントの場合は、原則入場をお断りする。
- ⑥ 会議室等の換気は十分に行うこと。換気ができない部屋での会議等は極力避ける。
※換気扇がない部屋では、1時間に2回2方向の窓又は出入口を開け換気すること。
- ⑦ 開催に対するクレームが予想される場合は、対応窓口を決めておくこと。

3. 開催の中止を判断する際に留意すること

- ① 中止の判断は、その会議等の重要性、緊急性を考量し、判断すること。
- ② 実行委員会方式でイベントの場合は、委員会での十分な協議を踏まえ判断すること。
- ③ 中止する場合には、代替の方法を検討すること。

※例) オンライン講演会、啓発冊子発行

4. 国県の催物（イベント等）の開催制限の順守

別添資料参照

【問合せ先】

新型コロナウイルス対策室

担当：尾形、田中（内線 1956）

催物(イベント等)の開催制限について

時期	イベント (コンサート等)	展示会等	全国的な移動を伴うもの (プロスポーツ等)	お祭り・野外フェス等(人数の管理が困難な行事)	
				全国的・広域的または 参加者の把握が困難	地域の行事かつ 参加者がおおよそ把握可能
7月10日～ 7月31日	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】5000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m)			中止を含めて慎重に 開催を検討	全国的又は広域的な人の 移動が見込まれない行事 であって、参加者がおおよ そ把握できるものは、開催 可
	密閉空間で大声を発するもの等 は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な 対応	感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の 行動管理		
8月1日～	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】5000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m)			中止を含めて慎重に 開催を検討	
	密閉空間で大声を発するもの等 は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な 対応	感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の 行動管理		

※ 赤字は、7月23日に変更となった部分です。

※ 当面8月末までの間、収容率50%及び人数制限5000人を維持します。それ以降については、今後の感染状況を踏まえて判断します。

※ 催物(イベント等)の開催にあたっては、徹底した感染防止策を講じることが必要です。

内閣官房ホームページに業種別ガイドラインが掲載されている業種の場合は以下の①と③を、掲載されていない業種の場合は以下の②と③を参考にしてください。

- ① 業種別ガイドライン(内閣官房ホームページに掲載)
- ② 「感染予防対策例と留意点」
- ③ 「催物(イベント等)を開催する際の感染防止対策」

※ 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとします。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとします。